



公益社団法人大阪聴力障害者協会 FAX 06-6768-3833
TEL 06-6761-1394
〒 540-0012 大阪市中央区谷町 5-4-13
大阪府谷町福祉センター 3階大阪ろうあ会館内
<http://www.daicyokyo.jp/>

昭和 53 年 8 月 18 日 第 3 種郵便物認可
年間購読料 2,000 円【一部 200 円】
(会員は会費の中に含まれています)
郵便振替口座 00900-9-59377

No.637
2019 年 (令和元年)
6 月 1 日発行
(毎月 1 日発行)



旧優生保護法による強制不妊手術 第1回目の公判が開かれる！

訴状の内容の説明

旧優生保護法強制不妊手術 大阪弁護士

内村 / これで大丈夫です。

4月24日(水)、国会で「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(救済法)が可決成立し、公布・施行されました。この法律は、旧優生保護法に基づいて強制不妊手術等を受けた方へ、一律320万円が支給される法律です。施行をうけて、大阪府は相談窓口を開設しました。ご本人、ご家族の方は、左記へお問い合わせ下さい。

【大阪府相談窓口】

1. 開設時間：毎週月～金(年末年始、祝日除く) 9時～12時15分、13時～18時
2. 電話番号：06-6944-8196
3. FAX番号：06-6910-6610
4. メール：ysoudan@gbbox.pref.osaka.lg.jp

4月17日(水)午前中に、旧優生保護法による強制不妊手術を受けたらう夫婦の第1回目の公判が、大阪地方裁判所で行われました。当日は、当会関係者約20名が傍聴しました。これは1月30日に提訴した訴状に基づくもので、大阪では先に知的障害を持つ被害者が昨年9月に提訴、裁判を進めています。今後審理は同時に行われることとなります。

大阪弁護士は、強制不妊手術は憲法の保障する自己決定権の侵害であるとして、国に計2,200万円の賠償を求めています。

今後は、2004年に当時の厚労大臣が、旧優生保護法は違法であると認める発言をして以来、国が何の対策もしていないことが違法であるかと旧優生保護法が日本国憲法に反しているかどうか争点となります。